平成２７年（フ）第３０９号
大分県別府市大字鶴見4514番地の167
債務者　藤咲　里花（旧姓杉岡）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７５号
宮崎県日向市大字財光寺6088番地21
債務者　鎌野　美保
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２１８号
金沢市泉本町４丁目88番地６
債務者　黒崎　健夫
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１８号
福井県大野市東中野１丁目915番地
債務者　前川　洋晃
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
山梨県富士吉田市新倉2609番地の１
債務者　羽田啓三郎
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
山梨県南都留郡鳴沢村10445番地90
債務者　青　　久義
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
千葉県柏市中新宿２丁目３番24号　デンテ・ディ・レオーネ203号
債務者　齊藤　由里
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４０６号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目９番47号　コーポ松飛台101
債務者　小島　克規
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４２７号
千葉県柏市明原３丁目20番38号　コーポミズホ105号
債務者　清野　秀明
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４３４号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町82番地　プロミネント馬橋505号
債務者　佐藤　裕梨
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２３３号
和歌山市毛見404番地３
債務者　伊澤　里己
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３４号
和歌山市西小二里２丁目４番43号　コーポ紀光105号
債務者　黒原　増明
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３７号
和歌山県橋本市野180番地の３　松長マンション弐番館302号室
債務者　片山　直也
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６４号
和歌山市和歌浦中２丁目３番29号
債務者　松下　弘代
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
山口県柳井市柳井261番地10　コーポ関永Ｃ号
債務者　中曽　祐二
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１１２号
佐賀県武雄市山内町大字犬走7505番地
債務者　金武　洋美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第６３４号
兵庫県三田市富士が丘２丁目２番地６
債務者　石田　仁志
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部